

薬生発0624第1号
令和2年6月24日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和2年政令第203号。以下「改正政令」という。）が令和2年6月24日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに毒物に指定した。

(1) 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1307-96-6)

(2) ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 683-18-1)

2 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) 1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 78-96-6)

(2) 2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 4439-24-1)

- (3) オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 106-91-2)
- (4) 1-クロロ-4-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 100-00-5)
- (5) 2, 4-ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 120-83-2)
- (6) ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 25154-52-3)
- (7) 1-ビニル-2-ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、1-ビニル-2-ピロリドン10%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 88-12-0)
- (8) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 12125-01-8)
- (9) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム6%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 7681-49-4)
- (10) ベンゼン-1, 4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 100-20-9)
- (11) ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル=クロリド0.05%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 98-88-4)
- (12) メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸0.5%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 75-75-2)
- (13) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 16721-80-5)
- (14) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 1313-82-2)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-エチルオクター-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 29127-85-3)
- (2) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3, 4-ジメチルベンズニトリル及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 22884-95-3)
- (3) 「水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム-

水和物0.3%以下を含有するものを除く。」のうち、水酸化リチウム一水和物0.5%以下を含有する製剤
(CAS No. : 1310-66-3)

4 施行期日

令和2年7月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和2年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和2年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに毒物又は劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和2年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに毒物又は劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料2 令和元年度第2回毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10736.html

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一（略）</p> <p>六の十二（略）</p> <p>六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれ含有する製剤</p> <p>六の十四（略）</p> <p>六の十五・六の十六（略）</p> <p>七〇十三（略）</p> <p>十三の二（略）</p> <p>十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれ含有する製剤</p> <p>十三の四（略）</p> <p>十三の五・十三の六（略）</p> <p>十四〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〇六の十一（略）</p> <p>六の十二 三塩化燐及びこれ含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の十三 三弗化硼素及びこれ含有する製剤</p> <p>六の十四・六の十五（略）</p> <p>七〇十三（略）</p> <p>十三の二 ニージフェニルアセチル―・三ーインダンジオン及びこれ含有する製剤。ただし、ニージフェニルアセチル―・三ーインダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。</p> <p>（新設）</p> <p>十三の三 四弗化硫黄及びこれ含有する製剤</p> <p>十三の四・十三の五（略）</p> <p>十四〇三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇</p>

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 (略)

四の七 一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

四の九 (略)

五〇七 (略)

八 (略)

八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

九 (略)

九の二〇十八の二 (略)

物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇四の五 (略)

四の六 L―二―アミノ―四―H(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン―ブチル―L―アラニン―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―二―アミノ―四―H(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン―ブチル―L―アラニン―L―アラニンとして一九％以下を含有するものを除く。

(新設)

四の七 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。

四の八 (略)

五〇七 (略)

八 アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。

(新設)

九 二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピルオキシフェニル―N―メチルカルバメート一％以下を含有するものを除く。

九の二〇十八の二 (略)

十八の三 (略)

十八の四 オキシラン―ニ―イルメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 (略)

十九〇二十八の七 (略)

二十八の八 (略)

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 (略)

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

(新設)

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クオルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物の六%以下を含有するものを除く。

十九〇二十八の七 (略)

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 (新設)

二十八の九 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一、二十八の十五 (略)

二十九、三十の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (15) (略)

(17) | 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含む製剤

(18) (略)

(19) | (109) (略)

(110) (略)

(111) | 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含む製剤

(112) (略)

(113) | (186) (略)

三十三、四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

二十八の十、二十八の十四 (略)

二十九、三十の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(16)(1) (15) (略)

(E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含む、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含む、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含むものに限る。) 及びこれを含む製剤

(新設)

(17) | 四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

(18) | (108) (略)

(109) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フエニルアセトアミド及びこれを含む製剤

(新設)

(110) | 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含む製剤

(111) | (184) (略)

三十三、四十一の二 (略)

四十一の三、二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン及びこれを含む製剤

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十一の五 (略)

四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物○・五%以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 (略)

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 (略)

八十～八十一 (略)

八十二 (略)

八十二の二 一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

八十三 (略)

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 (略)

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただ

(新設)

四十一の四 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二～六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。

ただし、水酸化リチウム一水和物○・三%以下を含有するものを除く。

六十九～七十七の四 (略)

七十八 二硫化炭素を含有する製剤

(新設)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム二―四―(五―クロロ―四―メチル―二―スルホナ

トフェニルアゾ)―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

八十～八十一 (略)

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤

(新設)

八十三 二―(三―ピリジル)―ピペリジン(別名アナバシン)

、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

八十三の二～八十五の十一 (略)

八十五の十二 二―ターブチル―五―メチルフェノール及びこれを含有する製剤

(新設)

(新設)

し、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

八十六 (略)

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 (略)

九十二の三 ベンゼン―一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 (略)

九十八の八 メタンカルボン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンカルボン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

九十八の九 (略)

九十八の十〜九十八の十三 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 (略)

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

百三 (略)

八十六 ブラストサイジンSを含有する製剤

八十七〜九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

九十三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三a・四・七・七

a―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―インデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤

九十四〜九十八の六 (略)

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
(新設)

九十八の八 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の九〜九十八の十二 (略)

九十九〜百二の二 (略)

百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。

(新設)

(新設)

百三 硫化^リ燐を含有する製剤

2 百四ノ百十 (略) (略)

2 百四ノ百十 (略) (略)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(六一)
- マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(六一)
- 科学技術基本法等の一部を改正する法律(六一)
- 割賦販売法の一部を改正する法律(六一)

〔政令〕

- 農林水産省組織令の一部を改正する政令(一九七)
- 国立大学法人法施行令の一部を改正する政令(一九八)
- 司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令(一九九)

三三三三三三

〔条約〕

- 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との協定(二二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約(四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約(五)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約(六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約(七)

〔省令〕

- 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産四四)
- 独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五八)

三三三三三三

〔告示〕

- 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の効力発生のための通告に関する件(外務二三八)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二二九)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二四〇)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の日本国による通告に関する件(同二四一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の効力発生のための通告に関する件(同二四二)
- マンシヨンの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する件(国土交通六九七)

三三三三三三

◆本号で公布された法令のあらまし

◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(法律第六一号)(国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化

(一) 空港等の設置者又は航空保安施設を設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能を確保しなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(二) (一)の基準(以下「機能確保基準」という)は、次に掲げる事項について定めるところとした。(第四七条第二項関係)

(1) 第三九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

(2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

(3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

(4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

(5) 二の4の(一)及び(二)の措置に関する事項

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

(三) 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港機能管理規程として定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。(第四七条の二関係)

一四

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二〇〇号)(農林水産省)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和二年法律第一六号)の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針、計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とすることとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(政令第二〇一号)(農林水産省)
1 家畜の伝染性疾患の名称のうち、「水泡性口炎」、「ブルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ病」、「アナプラズマ病」、「豚水泡病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水泡性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水泡病」及び「家きんサルモネラ症」に変更することとした。(第一条及び第六条関係)

2 家畜以外の動物における伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するため、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續について、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續を定める第五十五条の規定を準用することとした。(第七条関係)

3 2により都道府県又は市町村が処理することとされている事務について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。(第一二条関係)

4 その他の規定について所要の整備を行うこととした。

5 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和二年法律第一六号)の施行の日(令和二年七月一日)から施行することとした。

◇強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二〇二号)(経済産業省)
強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とすることとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二〇三号)(厚生労働省)
1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。(第一条関係)

(一) 酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤
(二) ジブチル(ジクロロ)スタンタン及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。(第二条関係)

(一) アーミノプロパンニール及びこれを含有する製剤。ただし、アーミノプロパンニールニール四パーセント以下を含有するものを除く。
(二) ニイソプロトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニイソプロトキシエタノール一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(三) オキシランニールメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤
(四) 一クロロ四ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
(五) ニーニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーニルフェノール一パーセント以下を含有するものを除く。

(六) 一ニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、一ニルフェノール一パーセント以下を含有するものを除く。

(七) 一ニルニールニールロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ニルニールニールロリドン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(八) ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
(九) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六パーセント以下を含有するものを除く。

(十) ベンゼン一・四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
(十一) ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド一〇・〇五パーセント以下を含有するものを除く。

(三) メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸一〇・五パーセント以下を含有するものを除く。
(四) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
(五) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条関係)

(一) 四エチルオクタートリエニトリル及びこれを含有する製剤
(二) 三・四ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(三) 水酸化リチウム一水和物一〇・五パーセント以下を含有する製剤

4 この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二項及び第三項関係)

5 この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定(条約第三号)(外務省)
この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであつて、その概要は、次のとおりである。

1 この協定における用語を定義している。(第一条関係)

2 一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。また、各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を可能な限り合理的な期間内に公表すること等を規定している。さらに、各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。(第二条関係)

3 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を規定している。(第三条関係)

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している。(第四条関係)

5 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づき、自国の義務を再確認すること等を規定している。(第五条関係)

6 この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。(第六条関係)

7 各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。(第七条関係)

8 一方の締約国は、外国人の入国等に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを許可することを規定している。(第八条関係)

9 いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないことを規定している。(第九条関係)

10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。(第一〇条関係)

11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第一一条関係)

12 いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合には、国境を越える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。(第一二条関係)

13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。(第一三条関係)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三号の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。

六の十三 酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。
十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 一アミノプロパン二オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン二オール四％以下を含有するものを除く。
第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 ニイソフトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニイソフトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。
第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 オキシランニールメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤
第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。

二十八の九 一クロロ四ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
第二条第一項第三十二号中（184）を（186）とし、（110）から（183）までを（112）から（185）までとし、（109）を（110）とし、その次に次のように加える。

(111) 三・四ジメチルペンソニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（108）を（109）とし、（107）までを（108）までとし、（106）の次に次のように加える。

107 四エチルオクターニエンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三％」を「〇・五％」に改め、同項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二 一ービニルニーピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ービニルニーピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の次に次の二号を加える。

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三 ベンゼン一・四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・五％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。

第二條第一項第百二號の三の次に次の二號を加える。
百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二號及び第六十八號の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一條第六號の十三及び第十三號の三並びに第二條第一項第四號の七、第八號の二、第十八號の四、第二十八號の九、第四十一號の四、第七十八號の二、第八十二號の二、第八十五號の十三、第八十五號の十四、第九十二號の三、第九十二號の四、第九十八號の八、第百二號の四及び第百二號の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二條第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三